

滋賀県危機管理センターについて

滋賀県危機管理センター基本計画 (平成24年3月策定)

■基本理念

地震等の自然災害をはじめ、テロや新型インフルエンザなど、様々な危機事案に対し、迅速・的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理機能の拠点となる滋賀県危機管理センターを整備します。

■基本方針

- 危機管理機能の強化 = 災害対策本部機能、防災情報機能
危機事案発生時に関係者が集まって連携し対応する拠点機能
災害情報等を迅速に収集し、整理、発信する機能
- 地域防災力の向上 = 研修・交流機能
自主防災組織などの県民が学び交流できる機能



住民の利用に供する「公の施設」として整備

整備の経過・予定

- ◇平成24年8月 設計着手
- ◇平成25年7月 設計完了
- ◇平成26年1月 本体建設工事着手
- ◇平成27年6月 本体建設工事完了
- ◇平成27年9月 公の施設としての設置管理条例案提出
- ◇平成28年1月以降 供用開始予定

危機管理センターの概要

【構造、設備】

- 建物の規模は、地上5階、延べ床面積約5,460㎡
- 建物の構造は、防災拠点に求められる耐震安全性能を確保（免震構造）
- ライフライン断絶時に対応（自家発電機、貯水槽、防災井戸、汚泥貯水槽、備蓄倉庫等）

【諸室】

- 非常時 災害対策本部機能を発揮するために必要な諸室を整備
（オペレーションルーム、災害対策室、災害対策本部員会議室、プレスセンター等）
- 平常時 地域防災力向上のための研修、交流、展示の場として活用
 - 研修 プレスセンター、災害対策室（県の自主事業を実施しないときは、1階を貸出し）
 - 交流 エントランスロビー、災害対策室
 - 展示 エントランスロビー

滋賀県危機管理センター

災害対策本部機能
365日、24時間対応



研修・交流機能（1階）
開館時間 9:00～17:00
休館日 土・日曜日,祝日

【屋上】

- 屋上に無線用アンテナを据え付けるための鉄塔を設置
- 離着陸に必要な転移表面の勾配が確保できないため、常設のヘリポートは設置しない。
- 緊急時には、県警のヘリポートを利用

（平成25年12月16日 総務・企業常任委員会）

【非常用発電機室】 80.42 m²

- 地下タンクに、3日間の発電が可能な燃料を確保（その後燃料を補充）

（滋賀県危機管理センター基本計画）

【備蓄用倉庫】 289.41 m²

- 災害対応に必要な食糧と水（1,700人、3日分）、毛布を備蓄

【災害対策本部長室】 74.36 m²

- 本部長、副本部長、県幹部などが、県の災害対応の重要事項の審議、意思決定、対処方針の確認、対外的な調整などを行う場
- 国の要人や防災関係機関の幹部との調整スペース、本部長の災害時の執務専用室、仮眠等でも使用

（滋賀県危機管理センター基本計画）

（平成23年11月29日 防災対策特別委員会）

【LED照明】

- 初期投資にかかる費用を抑えるため、現在は一部に採用。照明灯の交換時に、LED照明に置き換えていく。
- すべての照明をLEDにすると、地下タンクに貯蔵した燃料による非常用発電機の稼働時間が約5時間延びる。

【電源系統】

- 大津変電所、浜大津変電所からの2ルートを確保

【会議室貸出し（平常時・1階のみ）】

- 1階は、一般県民等も利用可能とする。（滋賀県危機管理センター基本計画）
- 非常時は使用承認の取消、または使用を制限、停止する（条例案第7条第7項）とともに、利用者の安全を確認した上で避難誘導（運用に当たっての考え方）
- 申込期間と使用料に差を設け、防災目的の使用に誘導（運用に当たっての考え方）
- 防災目的として土・日に利用する場合については、柔軟に対応（運用に当たっての考え方）